

相談窓口の防犯カメラ問題を考える 市民学習会、市民35名参加で開催(11/6)



松本地区社保協は、反貧困ネット・アルプス、松協立病院とともに、主催団体として11月6日「松本市庁舎内の生活保護窓口等に設置された防犯カメラ問題を考える市民学習会」を開催しました。学習会には、一般市民を含め35名の方が参加しました。

当日は、反貧困ネットの児玉さんから主催者あいさつがあり、この間のさまざまな取り組みの経過について報告された。また10月30日付の信濃毎日新聞に掲載された木曾郡の中学校で「人権とプライバシー」関連で「防犯カメラ問題を考える」授業のとりくみについての記事を紹介しました。

続いて、大町市のあおぞら法律事務所の金枝真佐尋弁護士(左上写真)から「防犯カメラの問題点を法的視点から考える」と題して講演がありました。金枝弁護士は、「カメラ撮影に関する判例・裁判例」として4例を紹介し、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有し、警察官が正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは憲法13条の趣旨に反し、許されない」S44最高裁判決を紹介。「警察が情報収集活動の一環として公道上でテレビカメラを設置することは、基本的にはその裁量によるが、各種人権を侵害する可能性から、①目的の正当性、②客観的具体的な必要性、③設置状況の妥当性、④設置使用の効果の存在、⑤使用方法の相当性などの要件を満たすべき」とのH6大阪地裁判決を紹介。続いて「個人情報保護法」「松本市個人情報保護条例」からの問題点を指摘し、「松本市庁舎における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱」で防犯カメラを設置したことに疑問を呈しました。講演の最後に「今回の問題を分析する視点」として「①法的根拠があるのか、②適正な手続きを経ているのか、③比例原則に適合しているのか～必要性に応じた手段と言えるのか、他に選び得る手段はなかったのか、④効果として、偏見や差別を助長することにならないのか？」を提起し、皆で考えを深めていくことが重要としました。

講演を受けての質疑応答のあと、参加者からの発言として、生活保護の受給者から「情報が悪用されないのか不安がある」。病院のソーシャルワーカーから「相談自体を抑制してしまうのではないかな」などの意見がありました。最後に松本地区社保協の湯浅事務局長が閉会のあいさつを兼ねて「今回の問題は、市役所の相談窓口のあり方や市役所と市民との信頼関係が問われており、行政と市民の関係をより身近にしていけるよう、来年3月の市長選挙でも、その機会にしていきたい」と結びました。

学習会には、信濃毎日新聞社、中日新聞社からの取材参加あり、後日記事が掲載されました。

「国保、介護、福祉等の制度改善や障がい児・者の支援等に関する要望書」を松本市に提出(10/24)

松本地区社保協は、10月24日上記標榜の要望書を提出しました。この要望書にもとづき、11月末までに文書回答を求め、12月中に3回に分けて、重点課題ごとに担当部課と懇談をする予定です。

今年の要望書で新たに追加した要望事項は、「加齢性難聴者への補聴器購入に係わる公費助成制度の創設」「妊産婦医療費の助成制度の創設」「保育園等の副食費の無償化の検討」「乳児から中学生までのフルエンザの予防接種の費用助成」など。



写真は昨年度の懇談会の様子